

入札説明書

令和4年2月22日横浜市報調達公告版第27号で公告した「旧横浜市立市民病院解体工事」に係る入札等については、入札公告及び関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 競争入札に付する事項

(1) 工事名

旧横浜市立市民病院解体工事

(2) 工事場所

保土ヶ谷区岡沢町56番地

(3) 工事概要

ア 概要

解体工一式

イ 構造及び規模

(ア) 南病棟：鉄筋鉄骨コンクリート造 地上8階 地下3階 塔屋2階

(延べ面積17,134.73平方メートル)

(イ) 東病棟：鉄筋コンクリート造一部鉄筋鉄骨コンクリート造 地上5階 地下3階

(延べ面積11,899.14平方メートル)

(ウ) 西病棟：鉄筋鉄骨コンクリート造 地上5階 地下2階 塔屋2階

(延べ面積9,119.67平方メートル)

(エ) がん検診センター：鉄筋コンクリート造 地上4階 地下1階 塔屋2階

(延べ面積4,212.00平方メートル)

(オ) 緩和ケア病棟：鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上2階 地下1階 塔屋1階

(延べ面積1,289.48平方メートル)

(カ) 保育棟：鉄筋コンクリート造 地上3階

(延べ面積373.00平方メートル)

(キ) 管理棟：鉄骨造 地上3階

(延べ面積1,166.82平方メートル)

(ク) 旧活性汚泥槽：鉄筋コンクリート造 地上1階 地下1階

(延べ面積205.00平方メートル)

(ケ) 外構：一式（ただし、敷地西側の一部範囲を除く。）

ウ 建築面積

9,047.44平方メートル

エ 延床面積

45,399.84平方メートル

- (4) 工種
解体
- (5) 完成期限
令和6年7月31日
- (6) 予定価格
開札後に公表
- (7) 調査基準価格
開札後に公表
- (8) 本件工事は総合評価落札方式（簡易型）対象工事である。

2 入札参加資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格条件を全て満たした特定建設共同企業体で、かつ、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 特定建設共同企業体の資格条件

ア 構成員数は、3者とする。

イ 各構成員（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「組合」という。）の場合はその組合員を含む。）は、本件工事に係る入札において、同時に2以上の特定建設共同企業体の構成員（組合の場合はその組合員を含む。）になることができない。

ウ 組合の組合員は、当該組合が構成員となっている特定建設共同企業体の他の構成員になることができない。

エ 構成員の出資比率は、各構成員の出資比率が当該特定建設共同企業体の総出資額の10分の2以上であるとともに、代表者となる構成員の出資比率は、当該特定建設共同企業体の構成員中最大でなければならない。

(2) 特定建設共同企業体の構成員の資格条件

ア 横浜市医療局病院経営本部契約規程（平成17年3月病院経営局規程第32号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有する者であること。

イ 令和3・4年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（工事関係）において「解体」に登録を認められている者であること。

ウ 令和4年3月4日から落札候補（予定）者通知書の送付日までの間のいずれの日においても、横浜市医療局病院経営本部指名停止等措置要綱（以下「指名停止等措置要綱」という。）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

エ 特定建設共同企業体の代表構成員は、アからウまでに掲げるもののほか、次の資格条件を満たしている者であること。

(7) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下同じ）第3条に定める解体工事業に係

る特定建設業許可（以下「解体工事業に係る特定建設業の許可」という。）を有していること。

(イ) 建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値通知書（本件工事の入札参加資格確認申請書類の提出日で有効かつ最新のものとする。以下同じ。）における解体の総合評定値が 1,100 点以上であること。

(ウ) 平成 18 年 4 月 1 日から本件工事の入札参加資格確認申請書類の提出日までの間に完成した、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、地上 5 階建以上かつ地下 1 階建以上の建築物の解体工事の元請としての施工実績を有すること。

なお、当該施工実績が共同企業体の構成員としての施工実績の場合は、出資比率が総出資額の 10 分の 2 以上のものに限る。

(エ) 解体工事業に係る監理技術者資格者証を有する者を施工現場に専任で配置できること。

オ 特定建設共同企業体の第 2 位構成員は、アからウまでに掲げるもののほか、次の資格条件を満たしている者であること。

(ア) 解体工事業に係る特定建設業の許可を有すること。

(イ) 経審の総合評定値通知書における解体の総合評定値が 900 点以上であること。

(ウ) 平成 18 年 4 月 1 日から本件工事の入札参加資格確認申請書類の提出日までの間に完成した、鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、地上 3 階建以上の建築物の解体工事の元請としての施工実績を有すること。

なお、当該施工実績が共同企業体の構成員としての施工実績の場合は、出資比率が総出資額の 10 分の 2 以上のものに限る。

(エ) 解体工事業に係る監理技術者資格者証を有する者を施工現場に専任で配置できること。

カ 特定建設共同企業体の第 3 位構成員は、アからウまでに掲げるもののほか、次の資格条件を満たしている者であること。

(ア) 解体工事業に係る特定建設業の許可を有すること。

(イ) 経審の総合評定値通知書における解体の総合評定値が 750 点以上であること。

(ウ) 平成 18 年 4 月 1 日から本件工事の入札参加資格確認申請書類の提出日までの間に完成した、鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の解体工事の元請としての施工実績を有すること。

なお、当該施工実績が共同企業体の構成員としての施工実績の場合は、出資比率が総出資額の 10 分の 2 以上のものに限る。

(エ) 解体工事業に係る監理技術者資格者証を有する者を施工現場に専任で配置できること。

キ エ(イ)、オ(エ)及びカ(エ)に掲げる者は、本件工事の入札参加資格確認申請書類の提

出日において、直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、当該雇用期間が3か月間経過しており、他の工事に従事していない者でなければならない。

ただし、本件工事の入札参加資格確認申請書類の提出日において、他の工事に従事している者であっても、落札候補（予定）者通知書の送付日からおおむね7日以内に本件工事に配置することができる場合に限り、他の工事に従事していない者として取り扱うものとする。

- (3) その他、詳細については横浜市医療局病院経営本部契約規程、横浜市医療局病院経営本部工事請負に関する競争入札取扱要綱、横浜市医療局病院経営本部請負工事等総合評価落札方式実施要綱（以下「総合評価実施要綱」という。）及び横浜市医療局病院経営本部工事請負等競争入札参加要領（以下「入札参加要領」という。）等に定めるところによる。

3 入札参加の手続

- (1) 本件工事の入札に参加しようとする者は、次のとおり入札参加資格の確認申請を行わなければならない。

ア 提出書類

- (ア) 令和3・4年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（工事関係）に登載されており、「解体」に登録が認められている者（(イ)で申請した者を含む）の提出書類
- a 一般競争入札参加資格確認申請書（兼配置予定技術者調書）（第1号様式その1）
 - b 配置予定技術者調書（共同企業体用）（第1号様式その2）
 - c 監理技術者資格者証の写し（裏面に監理技術者講習修了履歴がない場合は、監理技術者講習修了証の写しを添付すること。）、所属及び雇用期間を確認できる書類（健康保険被保険者証の写し又は雇用保険被保険者証の写し等）
 - d 各構成員の施工実績調書（第2号様式）
 - e 各構成員の経審の総合評定値通知書の写し
 - f 共同企業体協定書兼委任状（第4号様式）
 - g dの施工実績を確認できる契約書等の写し又は施工証明書

- (イ) 令和3・4年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（工事関係）に登載されていない者又は同名簿に登載されているが、「解体」に登録が認められていない者が特定建設共同企業体の構成員にいる場合の提出書類

当該構成員の特定調達契約に係る一般競争入札参加資格審査申請書（横浜市ホームページ「ヨコハマ・入札のとびら」から工事の特定調達契約に係る新規申請、資格区分の追加申請又は工種/種目、細目追加申請を行い、申請データを送信した後に表示される「申請書の印刷」画面を全て印刷したもの。）及び添付書類

イ 提出書類の作成方法

アに定める提出書類（以下「確認申請書等」という。）は、次に従い作成すること。
なお、施工実績については、平成 18 年 4 月 1 日から本件工事の入札参加資格確認申請書類の提出までの間に完成した工事を記載すること。

(ア) 施工実績

- a 前項第 2 号に掲げる特定建設共同企業体の構成員の資格条件を満たす工事の施工実績を、構成員ごとに施工実績調書（第 2 号様式）に記載すること。記載する件数は各構成員につき 1 件とする。ただし、前項第 2 号オに掲げる第 2 位構成員については、2 件でも可とする。
- b 各構成員の施工実績調書（第 2 号様式）の工事内容欄には、入札参加資格に定められた施工実績を記載すること。

(イ) 配置予定技術者

前項第 2 号に掲げる特定建設共同企業体の構成員の資格条件を満たす配置予定技術者を、代表構成員は一般競争入札参加資格確認申請書（兼配置予定技術者調書）（第 1 号様式その 1）に、代表構成員以外の構成員は配置予定技術者調書（共同企業体用）（第 1 号様式その 2）に記載すること。記載する技術者数は各構成員につき 1 名とする。

(ウ) 契約書等の写し又は施工証明書

- a (ア) の施工実績として記載した工事に係る契約書及び設計図書（以下「契約書等」という。）の写しを提出すること。契約書等の写しは、工事名、契約金額、工期、発注者、請負者及び施工内容（入札参加資格条件に係る部分のみ。）を確認できる部分のみでよいこととする。

また、契約書等の写しは、一般財団法人日本建設情報総合センター（J A C I C）の「登録内容確認書（工事实績）」（以下「登録内容確認書」という。）の写しにより代えることができる。

- b 契約書等の写しを提出することができないときは、発注者の発行する施工証明書で代えることとする。この場合、書式は自由とするが、工事名、契約金額、工期、発注者、請負者及び施工内容（入札参加資格条件に係る部分のみ）を明記したものとすること。
- c 共同企業体による施工実績の場合は、共同企業体協定書等（登録内容確認書でも可）の出資比率を確認できる書類の写しを添付すること。
- d 契約書等の写し及び施工証明書の言語が日本語以外の場合は、その日本語訳を付記又は添付すること。

ウ 提出部課

(ア) ア(ア)の提出部課

〒231-0005 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市医療局病院経営本部病院経営課契約担当（横浜市役所 17 階）

電話 045(671)4824

(イ) ア(イ)の提出部課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市財政局契約部契約第一課工事第一係・工事第二係（横浜市役所11階）

電話 045(671)2244

エ 提出方法

次の方法により提出すること。

(ア) 持参により提出する場合

直接ウに掲げる部課へ持参すること。なお、アに定める提出書類が全て揃った状態で提出すること。

(イ) 郵送により提出する場合（原則として遠隔地（例えば日本国外等）にある者を対象とする。）

オに掲げる期間内（ただし、最終日の午後5時必着とする。）に到達するよう書留郵便で送付すること。封筒には工事件名とともに「入札参加資格審査申請関係書類在中」と朱書きすること。なお、アに定める提出書類が全て揃った状態で提出すること。また、郵送した日にウに掲げる部課に電話連絡をしなければならない。

オ 提出期間

令和4年2月22日から令和4年3月4日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 入札参加者は、総合評価一般競争入札に係る技術資料を提出しなければならない。技術資料の作成及び提出のために必要な事項並びに技術資料の評価方法及び落札者決定基準の詳細については、総合評価落札方式実施要領書（以下「実施要領書」という。）に定める。

(3) その他

ア 確認申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された確認申請書等は、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された確認申請書等は、返却しない。

エ 申請する特定建設共同企業体の名称は、「特定」を付けずに「〇〇建設共同企業体」とすること。

4 入札参加資格の確認

(1) 入札参加資格の確認は、令和4年3月11日に一般競争入札参加資格確認結果通知書（第3号様式）の当該確認申請を行った者（特定建設共同企業体の代表構成員。以下同じ。）に電子メール又はファクシミリ送信することにより行う。これらの場合、

入札参加資格がないと認められた者には、理由を付して通知する。

- (2) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、令和4年3月23日まで（休日等を除く。）に前項第1号ウに掲げる部課に書面（様式は自由）で、説明を求めることができる。この場合、説明を求めた者に対し、令和4年3月30日午後5時までに書面で回答する。

5 入札参加資格の喪失

入札参加資格の確認結果の通知後、一般競争入札参加資格確認結果通知書を受けた者又はその構成員が、次のいずれかに該当するときは、本件工事に係る入札に参加することができない。

- (1) 第2項に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 第3項第1号アに定める提出書類(当該書類に記載すべき事項を記載した電磁的記録を含む。以下同じ。)に虚偽の記載をしたとき。

6 入札説明書の交付等

- (1) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

横浜市医療局病院経営本部ホームページ「入札・契約情報」からダウンロード可能。
(<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryu/byoin/nyusatsu/>)

また、令和4年2月22日から令和4年4月6日まで（休日等を除く。）の間に第3項第1号ウ(ア)に掲げる部課において無償で交付する。

- (2) 設計図書・実施要領書及び参考資料の入手方法等

設計図書・実施要領書及び参考資料は、次のアの方法により入手すること。

なお、当該設計図書は、第3項第1号ウ(ア)に掲げる部課において開札日まで閲覧に供する。

ア 設計図書及び参考資料の入手方法

横浜市医療局病院経営本部ホームページ「入札・契約情報」の発注情報画面より設計図書及び参考資料をダウンロードすること。

イ 設計図書に対する質問

- (ア) 設計図書に対する質問がある場合は、電子メールで令和4年3月8日午後5時までに、次の部課に質問書を提出すること。

横浜市医療局病院経営本部病院経営課

メールアドレス by-kaitai@city.yokohama.jp

- (イ) (ア)の質問に対する回答書は、令和4年3月18日から横浜市医療局病院経営本部ホームページに掲載する。

- (3) 入札説明書の交付部数は、各者1部ずつとする。

7 入札及び開札

(1) 入札期間及び開札予定日時

ア 入札期間

令和4年4月4日から令和4年4月6日まで

イ 開札予定日時

令和4年4月18日 午前10時15分

(2) 入札参加者は、次のいずれかの方法により入札書を提出すること。

ア 持参による入札書の提出

(ア) 所定の入札書とア(ウ)に定める工事費内訳書を封筒に入れて、前号アに定める期間の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに、横浜市医療局病院経営本部病院経営課契約担当まで提出すること。封印方法については、横浜市電子入札運用基準（工事請負関係）（以下「運用基準」という。）別紙1を参照すること。ただし、別紙1において、「入札締切日の午前12時（正午）まで」とあるのは、「入札締切日の午後5時まで」と、「契約第一課に」とあるのは、「医療局病院経営本部病院経営課契約担当に」と読み替える。なお、工事費内訳書の合計金額は、入札金額と一致させること。

(イ) 入札書に特定建設共同企業体名、特定建設共同企業体の所在地（代表構成員の所在地と同じ。以下同じ。）、商号又は名称及び代表者名を記載すること。

(ウ) 書面にした工事費内訳書を入札書提出の際に添付すること。

なお、工事費内訳書とは、本市が工事ごとに定めた設計書のうち、工事内訳及び中科目別内訳（以下「中科目別内訳書」という。）又は本工事内訳書（中科目別内訳書又は本工事内訳書がないものは同等の内訳。以下同じ。）に記載した項目及び数量と一致した項目及び数量が明示されているもので、かつ、中科目別内訳書又は本工事内訳書よりも詳細な内訳が明示されたものをいう。また、工事費内訳書の合計金額は、入札金額と一致させること。

イ 郵送による入札書の提出

(ア) 所定の入札書とア(ウ)に定める工事費内訳書を封筒に入れて、前号アに定める期間内（ただし、最終日の午後5時必着とする。）に到達するよう書留郵便により郵送すること。なお、工事費内訳書の合計金額は、入札金額と一致させること。

(イ) 入札書及び工事費内訳書を封筒に入れて内封筒とし、外封筒に入れて送付すること。

(ウ) 封印方法については、運用基準別紙2を参照すること。ただし、別紙2において「工事費内訳書」とあるのは、「入札書及び工事費内訳書」と読み替える。

(エ) 入札書に特定建設共同企業体名、特定建設共同企業体の所在地、商号又は名称及び代表者名を記載すること。

(3) 提出した入札書及び工事費内訳書は、差し替えをすることができない。

- (4) 落札決定にあたっては、入札金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札金額とすること。
- (5) 入札回数等
入札の回数は 1 回とする。なお、開札をした結果、各者の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札がないときは、ただちに再度の入札を行う。再度入札の回数は 1 回とする。
- (6) 入札の辞退又は入札書の取下げについては、横浜市医療局病院経営本部工事請負等競争入札参加要領（以下「入札参加要領」という。）第 11 条の規定を適用する。
- (7) 契約条項を示す部課及び問い合わせ先
〒231-0005 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横浜市医療局病院経営本部病院経営課契約担当（横浜市役所 17 階）
電話 045(671)4824

8 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 横浜市医療局病院経営本部契約規程第 24 条の規定に該当する入札
- (2) 第 2 項に定める入札参加資格を満たさない者が行った入札
- (3) 技術資料の提出をしない者が行った入札、又は実施要領書の定めに従わない技術資料を提出した者が行った入札
- (4) 第 3 項第 1 号アに定める提出書類に虚偽の記載をした者が行った入札
- (5) 金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札書による入札
- (6) 前項第 2 号ア(ウ)に定める工事費内訳書の提出をしない者が行った入札
- (7) 持参により入札書を提出する場合に、前項第 2 号アに定める方法によらない入札
- (8) 郵送により入札書を提出する場合に、前項第 2 号イに定める方法によらない入札
- (9) 前各号までに定めるもののほか、本調達公告及び入札説明書に定める方法によらない入札
- (10) 特定建設共同企業体による入札の場合に、共同企業体協定書兼委任状の提出をしない者が行った入札
- (11) 特定建設共同企業体と当該特定建設共同企業体のいずれかの構成員が同一の案件において入札を行った場合における、当該特定建設共同企業体が行った入札及び当該構成員が行った入札
- (12) 特定建設共同企業体と当該特定建設共同企業体のいずれかの構成員を構成員とする他の特定建設共同企業体が同一の案件において入札を行った場合、これらの特定建

設共同企業体が行った入札

- (13) 中小企業等協同組合と当該中小企業等協同組合のいずれかの組合員が同一の案件において入札を行った場合における、当該中小企業等協同組合が行った入札及び当該組合員が行った入札
- (14) 中小企業等協同組合と当該中小企業等協同組合のいずれかの組合員が加入する他の中小企業等協同組合が同一の案件において入札を行った場合、これらの中小企業等協同組合が行った入札

9 技術資料の審査及び技術評価点の算出

実施要領書に基づき行う。

10 落札予定者の決定及び落札者の決定

- (1) 開札後、調査基準価格及び予定価格を開札済通知により、入札参加者に通知する。
- (2) 前項により算出した入札者ごとの技術評価点及び入札価格を基に、実施要領書に定める方法により、評価値を算出する。
- (3) 次に掲げる要件を全て満たす入札者のうち、(2)により算出した評価値が最も高い者（以下「最高評価入札者」という。）を落札予定者とする。
 - ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
 - イ 入札者が提出した技術資料が、実施要領書で定める欠格要件のいずれにも該当していないこと。
 - ウ 評価値が、標準点を予定価格（単位：億円）の110分の100で除して得た数値を下回っていないこと。
- (4) 落札予定者の入札価格が調査基準価格未満であり、横浜市医療局病院経営本部工事請負契約に係る低入札価格取扱要綱（以下「低入札要綱」という。）第4条第1項に定める基準（以下「失格基準」という。）に該当する場合には、その者を落札者とししない。この場合、(3)の要件を全て満たす者のうち、次に評価値の高い者を新たに落札予定者とする。
- (5) 失格基準に該当した者を除き、評価値の同じ落札予定者が2者以上あるときは、当該落札予定者にくじを引かせて落札予定者1者を決めるものとする。この場合、当該落札予定者のうちくじを引かない者があるときは、その者に代わり当該入札事務に関係のない本市職員にくじを引かせ落札予定者を決定するものとする。
- (6) 落札予定者の入札価格が工事ごとに定める調査基準価格未満であり、失格基準に該当しない場合は、総合評価実施要綱第13条第1項に定めるとおり、低入札要綱に定める調査を行う。
- (7) (6)の調査の結果、当該入札価格では、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公

正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち次に評価値の高い者を新たに落札予定者とする。

(8) (6)の調査にあたっては、当該落札予定者は、低入札要綱に定める書類を各3部、別に指定した日時までに横浜市医療局病院経営本部病院経営課契約担当へ提出し、また、調査のために必要な指示に従わなければならない。上記の期限までに書類等が提出されない場合又は指示に従わない場合には、(7)に該当するものとし、当該落札予定者を落札者とししないものとする。

(9) 落札予定者の入札価格が工事ごとに定める調査基準価格未満である場合は、低入札要綱第4条の2第1号に定める技術者を、入札参加資格確認申請資料に記載した技術者とは別に、施工現場に専任で1名以上配置しなければならない(特定建設共同企業体の場合、代表者となる構成員から1名以上配置すること)。この場合、当該技術者について、配置技術者(変更)届出書(第6号様式)及び必要書類を別に指定した日時までに横浜市医療局病院経営本部病院経営課契約担当へ提出すること。

(10) 落札者の決定にあたっては、総合評価実施要綱第13条で定める手続に基づき、落札予定者を落札者として決定する。

(11) (8)に定める書類は、7(3)に定める工事費内訳書の各項目の内容に対応したものを提出すること。対応した書類の提出がない場合には、(7)に該当するものとし、当該落札予定者を落札者とししないものとする。

(12) 落札者の決定にあたって、総合評価実施要綱第5条第3項で定める学識経験者の意見聴取を行った場合は、その結果を考慮し、落札予定者を落札者として決定する。

(13) 落札候補(予定)者通知書の送付後、落札決定するまでの間に、当該落札予定者が指名停止等措置要綱第2条第1項、第3条又は第4条に該当した場合(ただし、開札日以降の軽微な事由による指名停止を除く。)には、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち次に評価値の高い者を新たに落札予定者とする。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金はこれを免除する。

(2) 契約保証金はこれを要求する。

(3) 契約保証金の取扱いについては、入札参加要領第27条から第29条までの規定による。

12 契約金の支払方法

(1) 前払金は、本件工事の請負契約締結時に別途定める、契約期間中の各会計年度の出来高予定額の10分の4以内の額を支払う。

- (2) 中間前払金は、横浜市医療局病院経営本部公共工事の前払金に関する規程（以下「公共工事の前払金に関する規程」という。）第2条第3項に規定する認定を受けた場合は、前号の前払金に追加して、本件工事の請負契約締結時に別途定める契約期間中の各会計年度の出来高予定額の10分の2以内の額を支払う。
- (3) 契約金は、本件工事の請負契約締結時に別途定める契約期間中の各会計年度の支払限度等の範囲内で出来高に応じて支払う。
- (4) 契約期間中に行う契約金の部分払いの回数は、4回以内とする。

13 調査基準価格未満の金額で入札を行った者との契約

- (1) 第11項第3号の規定にかかわらず、入札参加要領第27条第1項に定める契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。
- (2) 前項第1号の規定にかかわらず、前払金は、本件工事の請負契約締結時に別途定める契約期間の各会計年度の出来高予定額の10分の2以内の額を支払う。
- (3) 前項第2号の規定にかかわらず、中間前払金は支払わないものとする。
- (4) 特定建設共同企業体の代表者となる構成員は、第2項第2号に定める技術者の要件と同一の要件（基準日は落札候補（予定）者通知書の送付日（ただし、第10項第7号の定めにより新たに落札予定者になった者については、その旨を連絡した日）とし、技術者の要件として施工経験を掲げている場合はこれを除く。）を満たす技術者を、入札参加資格確認の際に届出た技術者とは別に、施工現場に専任で1名以上配置しなければならない。この場合、配置する技術者について、配置技術者・現場代理人（変更）届出書（第6号様式その1）、監理技術者資格者証の写し（裏面に監理技術者講習修了履歴がない場合は、監理技術者講習修了証の写しを添付すること。）を、落札候補（予定）者通知書の送付日（ただし、第10項第7号の定めにより新たに落札予定者になった者については、その旨を連絡した日）から2日以内に第3項第1号ウ（ア）に掲げる部課に提出すること。
- (5) 工事完成後、低入札要綱に定める低入札価格事後コスト調査を行うものとする。

14 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 特定建設共同企業体の構成員のいずれかが、入札参加資格の確認申請後、第7項第1号アに定める期間の最終日の午後5時までの間に第2項第2号ウに定める資格条件を満たさなくなり、入札参加資格を喪失した場合の取扱い
ア 特定建設共同企業体の構成員のいずれかが、入札前に第2項第2号ウの資格条件を満たさなくなった場合において、当該建設共同企業体の他の全ての構成員が、当該資格条件を満たさなくなった構成員に代えて入札参加資格を有する他の者（既に当該入札参加資格の確認を受けた者を除く。）を補充し、再度特定建設共同企業体を結

成して第7項第1号アに定める期間の最終日の午後5時までの間に第3項第1号アに定める書類を提出したときは、入札を行うことができる。

イ 特定建設共同企業体の構成員のいずれかが、入札後、第7項第1号アに定める期間の最終日の午後5時までの間に第2項第2号ウに定める資格条件を満たさなくなり、入札参加資格を喪失した場合、アを準用する。ただし、この場合においては、既に行った入札書の取下げを行わなければならない。

ウ ア又はイの場合において、当該手続をした特定建設共同企業体が入札参加資格の確認を受けることができなかつたときは、その者が行った入札は、無効とする。

エ ア又はイの場合において、当該手続をした特定建設共同企業体が提出した技術資料の変更及び追加等は認めない。

(3) 配置技術者の届出

ア 落札予定者は、落札候補（予定）者通知書の送付日（ただし、第10項第7号に定めにより新たに落札予定者になった者については、その旨を連絡した日）から2日以内に入札参加資格確認の際に届け出た技術者（前項第4号に掲げる技術者を含む。）について配置技術者・現場代理人（変更）届出書（第6号様式その1）を構成員ごとに作成し、第3項第1号ウ（ア）に掲げる部課に1部を提出すること。なお、第2項第2号に定める技術者の要件を満たす場合には、入札参加資格確認の際に届出た技術者から変更することができる。

イ 技術者記入欄が不足する場合は、配置技術者（変更）届出書（共同企業体用）（第6号様式その2）に記載すること。

ウ 本件工事が完成するまでの間は、入札参加資格確認の際に届出た技術者（前項第4号に掲げる技術者を含む。）の変更はできない。ただし、発注者との協議により、工程上一定の区切りであり工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められた場合、又は技術者の変更が真にやむを得ないと認められる場合で、かつ、新たに配置する技術者が、第2項に定める資格条件（変更すべき事由が生じた日を基準日とする。）を満たすと確認された場合はこの限りでない。

(4) 配置技術者の確認

落札予定者決定後、配置技術者の専任配置を確認するための調査の結果により、当該落札予定者と契約を締結しないことがある。

(5) 本件工事に直接関連する他の工事の請負契約を本件工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

(6) 本件工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第9条第1項に規定する対象建設工事に該当する。

(7) 必要と認めるときは入札を延期（入札期間の延期を含む。）し、中止し、又は取り消すことがある。

(8) 落札候補（予定）者通知書の送付後、次のいずれかに該当するときは、指名停止等措置要綱第2条の規定により、指名停止を行う。

ア 最高評価入札者となった者が、正当な理由なく落札者となることを辞退した場合

イ 調査基準価格未満の金額で入札を行って最低価格入札者となった者が、低入札要綱第4条第1項第1号に該当した場合（ただし、資料に不備等があることのみにより同号に該当した場合を除く。）

(9) 苦情申立て

ア 当該入札手続における入札参加資格の確認その他の手続に関し、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する国際約束の規定に反する形で調達が行われたと判断する場合には、横浜市入札等監視委員会に対し苦情申立てを行うことができる。なお、落札者の決定後であっても苦情申立てが行われた場合、横浜市調達に係る苦情処理手続要領に基づき、契約締結の停止等が行われる場合がある。

イ 委員会事務局

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市財政局契約部契約第一課管理係（横浜市役所11階）

電話 045(671)2707

(10) 入札説明書及び設計図書を入手した者は、これらを当該入札以外の目的で使用してはならない。

(11) その他、この入札説明書に規定のない事項については、横浜市医療局病院経営本部契約規程、横浜市医療局病院経営本部工事請負に関する競争入札取扱要綱、公共工事の前払金に関する規程、低入札要綱、総合評価実施要綱及び入札参加要領等に定めるところによる。